

神戸市経理適正化委員会設置要領

平成23年5月27日

神戸市長決定

(目的)

第1条 神戸市経理適正化外部検証委員会報告書(以下「報告書」という。)の提言を踏まえ、神戸市経理適正化推進本部(以下「本部」という。)の事務を円滑に処理するため、本部設置要綱第5条第1項に基づき、本部の部会である神戸市経理適正化委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部設置要綱第2条に基づく本部の所掌事務の推進に関すること
- (2) 報告書の提言に係る対策の具体化、その実施の進行管理に関すること
- (3) 報告書の提言に係る対策を含む経理適正化の取組に必要な意見交換、庁内調整に関すること
- (4) その他、本部の指示事項及び委員会の目的実現に関連して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、第2条の所掌事務を実施するために必要があると認めるときは、その都度委員を追加することができる。

3 委員長は、委員の要請があり、第2条の所掌事務を実施するために必要があると認めるときは、委員会の補助機関としてワーキンググループを置くことができる。

4 ワーキンググループは、委員及び委員の推薦を受けた職員をもって構成する。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議事項)

第6条 会議の審議事項は、所掌事務の範囲内で、委員長がその都度決定する。

(会議の公開等)

第7条 会議は、非公開とする。ただし、委員会の決定により公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行財政局行政監察部監察室において行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月27日より施行する。

神戸市経理適正化委員会委員

役 職	所 属
委 員 長	行財政局行政監察部長
委 員	会計室会計課長
同 上	企画調整局企画調整部企画課長
同 上	行財政局行政監察部行政経営課長
同 上	行財政局行政監察部監察室長
同 上	行財政局行政監察部主幹（行政監理担当）
同 上	行財政局行政監察部法務課長
同 上	行財政局職員部人事課長
同 上	行財政局職員部職員人材開発センター長
同 上	行財政局財政部財務課長
同 上	行財政局財政部経理課長
同 上	水道局総務部庶務課長
同 上	交通局総務部総務課長
同 上	教育委員会事務局総務部庶務課長

計 14 名

コンプライアンスのさらなる確立を目指して

今般、判明した不適正な経理処理は、市職員に対する市民の信頼を大きく損ねることとなりました。

言うまでもなく、市民からの信頼がなければ、市民から税金を預かり、行政サービスを提供する市職員の責務を全うすることは出来ません。

市民の信頼を回復し、維持していくためには、全職員が、自分たちの仕事が市民の信託に応えているかを常に意識するとともに、職員としての使命やそれぞれの役割の再確認を通じて仕事に取り組む姿勢やその意識を改革していく必要があります。

また、神戸市経理適正化外部検証委員会の提言を踏まえ、不適正な経理処理の深い反省とその根絶への固い決意のもと、一丸となって再発防止に全力で取り組んでいかなければなりません。

今回の不祥事を肝に銘ずべき教訓として、職員一人ひとりが、日常業務の中でコンプライアンスを意識していくための共有理念を示しますので、絶えず、実際の業務の中で実践されているか自発的に確認してください。

神戸市職員コンプライアンス共有理念

1. 神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例の目的である「市民の信託にこたえ、市民に信頼される市政を確立する」ため、同条例の職員等の基本姿勢（第2章）を遵守すること。
2. 法令等を遵守し、全体の奉仕者として全ての市民に対して、常に誠実で公正、公平に職務を執行すること。
3. 市民の信託に応えるべき市職員として、常に高い倫理意識を持ち、市民に説明できないような行為を決してしないこと。
4. 前例にとらわれず、市民本位の立場に立って絶えず業務改善、意識改革に取り組むこと。
5. 市民から託された税金の重みを深く認識し、法令に則した適正な手続に基づき経理事務を含む業務を遂行すること。
6. 職責に関わらず、自由闊達な議論が行える風通しのよい組織風土づくりに努めること。
7. 個人情報には細心の注意を払い、適正・厳正な管理を徹底するとともに、行政に関する情報は全て市民の財産であることを意識し、全ての市民に分かりやすく説明責任を果たせるように心がけること。

平成23年5月30日

神戸市長 矢田 立郎

神戸市コンプライアンス条例^(※)に基づく「職員等の基本姿勢」

※『神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例』

第2章 職員等の基本姿勢

(執行機関等及び職員等の責務)

第3条 執行機関等は、法令等を率先して遵守するとともに、市民の信託にこたえるために、公共の利益の増進を目指し、市会と連携し、及び協力しながら、透明性の高い公正な市政の運営に全力で取り組まなければならない。

2 職員等は、市民に対し、この条例の趣旨について十分な説明を行うとともに、市民と市との協働と参画により、豊かな神戸の創造に向けて全力で努力しなければならない。

(倫理に係る理念)

第4条 職員等は、常に公務員としての倫理の保持に努めなければならない。

(職員等の職務執行その他倫理に係る基本原則)

第5条 職員等は、全体の奉仕者であることを自覚し、正当な理由なく、一部のものに対して有利な又は不利な取扱いをする等差別的な取扱いをしてはならない。

2 職員等は、職務上の権限の行使に当たっては、職務上の地位を自らの私的な利益のために用いる等市民の疑惑や不信を招く行為をしてはならない。

3 職員等は、特に自らの職務に関連する法令等に精通するよう努め、職務を適正に執行しなければならない。

4 職員等は、職務上知ることのできた情報を適正に管理することにより、公正な職務の執行を損なわないようにしなければならない。

5 職員等は、法令等の規定による権限に基づき、その職務を市民に説明する責務を全うしなければならない。

6 職員等は、職務の執行における手続の明確化及び市政運営の透明化を図るために、施策(市の基本方針を実現するための個々の方策をいう。)の意思決定の内容及び過程を適正に記録するよう努めるものとする。

項目	提案項目	提案内容	所管課	関係課	市としての取組方針	【平成23年度前半】		【年度後半】	平成24年度	
						5月~	9月~	12月~		
(1) 推進に係る提案	① 新たな事務処理を確実に遵守することを最優先とする組織方針の明確化	・再発防止策の推進体制を構築し、再発防止に取り組むこと。	行財政局監察室		◇ 経理適正化推進本部の設置、開催 ◇ 経理適正化委員会の設置、開催	(5/27日に設置、5/30に開催)	(継続的に開催)			
	② コンプライアンスの中核理念化	・市の事業運営の中核理念となるコンプライアンスに関する基本方針の策定			◇ コンプライアンスに関する共有理念の策定、周知	(5/30日に策定)	(周知徹底)			
	③ 監査、監察機能を有する機関等の連携強化	・監査、行財政局監察室、会計室の三者による意見交換の場 ・監査委員への内部監査結果の報告などの情報共有の仕組みづくり	監査事務局第一課	行財政局監察室 会計室会計課 監査事務局第一課 会計室会計課	◇ 監査、監察、検査業務を行う部門の意見交換できる場の設置、実施 ◇ 行政調査規則を改定し、監察結果に関する監査委員への情報提供をルール化		(継続的に開催)			
(2) 職員の意識改革に係る提案	① 職員の意識改革に必要な研修の実施	・全職員に対してコンプライアンス意識を涵養するための研修を実施 ・研修を受けた職員がコンプライアンス意識を自己チェックできる仕組みなどを検討 ・幹部職員に対して民間企業でのコンプライアンスの取組に関する啓発機会の検討	行財政局監察室	行財政局人材開発センター	◇ 全課長級職員研修の実施 ※ 財務会計事務研修と同時開催 ◇ 職場研修の実施 ◇ 階層別研修の実施を通じた意識啓発	(全課長級職員対象に実施) (全職場で実施)			(継続的に開催)	
	② 新たな事務処理等に関する研修の継続的な実施及び研修効果を高める工夫	・新たな事務処理も含めた財務会計事務研修の実施 ・物品等の資産管理や予算執行の計画的な管理に関して研修項目を追加	会計室会計課	行財政局財務課	※ 予算執行管理に関する研修項目追加					
	③ 職員の責務の明確化、厳格化	・新たな事務処理に関わる職員の役割内容に応じた責務の明確化 ・違法な経理処理に関与した職員に対する厳正な懲戒処分の徹底	行財政局監察室 行財政局人事課	行財政局法務課 会計室会計課 行財政局監察室	◇ 賠償責任に関する規則の制定 ※ 会計規則に盛り込むことも検討 ◇ 処分事由となる不適正な経理処理の類型化、明確化		(検討)	(具体化、実施)		
(3) 効果的な再発防止策に係る提案	i 事務処理の理解に係る提案									
	① 職員に対する事務処理の明確化(手続の可視化)	・新たな事務処理に関わる職員の具体的な役割内容を明記したフローチャートの策定、ルールとしての位置づけ	会計室会計課	行財政局法務課	◇ 事務処理フローチャートの位置づけ ※ 「財務会計事務の手引き」での明確化		(検討)		(具体化、実施)	
	② 事業者への周知啓発	・事業者向けの支出関係書類の作成要領の策定等、市の財務会計事務の情報発信		行財政局経理課	◇ 様々な媒体を通じた情報発信		(継続的に実施)			
	ii 具体的な事務処理に係る提案	① 見積合わせのルール化	・一定額以上の見積合せの義務づけ、見積合わせの実施に関する要領の策定など	行財政局経理課	会計室会計課 行財政局法務課	◇ 一定金額以上の見積合せの義務付 ◇ 請書受領を義務付けるケースの明確化		(検討)		(具体化、実施)
		② 請書受領に関するルール化及びその徹底	・事業者から「請書」を受領するケースをルールの上で明確化			◇ 複数職員による検査方法を検討		(検討)		(具体化、実施)
	③ 納品検査方法の改善	・専決調達における納品検査方法、検査内容に関するルールの改善	会計室会計課	行財政局財務課	◇ 物品管理基準の一部見直し		(検討)		(具体化、実施)	
	④ 備品台帳等の記載内容や備品以外の物品に関する管理ルールの明確化	・備品管理簿の記載内容や運用方法の見直し	行財政局経理課	会計室会計課 行財政局法務課	◇ 物品等以外への適用拡大を検討 ◇ 例外的処理のためのルールを検討		(検討)		(具体化、実施)	
	⑤ 物品等以外の調達事務への新たな事務処理の適用	・役務や修繕といった物品等以外の専決調達への新たな事務処理の適用								
	⑥ 事務処理の例外的処理	・物品等の性質、取引形態、職場実態及び支出関係書類の性質などに応じた新たな事務処理の例外的な事務処理ルールの策定								
	iii 予算執行に係る提案	① 予算編成システムの運用改善	・事業に必要な備品購入費について、適切な額を当初予算で計上するように運用を改善	行財政局財務課	会計室会計課	◇ 平成23年度予算編成方針において、「事務処理の適正化とコンプライアンスの徹底」および「適切な見積り替えを反映すること」などについて周知				(4月より実施済、周知)
		② 予算流用手続の簡素化	・迅速な予算執行に柔軟に対応できるように予算流用の事務手続を簡素化			◇ 流用手続の簡素化を図るとともに、所管局において説明責任を果たす観点から、節間流用について行財政局への合議を廃止				(4月より実施済、周知)
		③ 予算節減のインセンティブを高める取組の推進	・予算リサイクル制度について予算節減インセンティブが働くような仕組みへの改善			◇ 積極的に予算執行の効率化を図るため、予算リサイクル制度を改善し、インセンティブを拡大(捻出した財源の1/2→全額)				(4月より実施済、周知)
		④ 予算の計画的執行の仕組みづくり	・計画的な予算執行管理の仕組みづくり			◇ 新たに財務会計システムに追加された予算執行状況資料(節・細節別など)等を活用し各局内における執行管理を徹底				(4月より試行、7月より実施)
	iv モニタリングに係る提案	① モニタリング可能な帳票類への改善	・モニタリング可能な発注書、納品検査調書、発注管理簿等の書式や記載内容の見直し	会計室会計課	行財政局経理課	◇ 発注から支払までの一連の手続の可視化 ※ 新財務会計システムでの運用 ◇ 部長級職員が定期的に予算執行チェックが出来る仕組みづくり				(4月より試行、7月より実施)
		② 所管課による専決調達に対する牽制機能の強化	・各所管課をとりまとめる局や部の庶務担当課による予算執行マネジメント機能の強化	行財政局財務課	会計室会計課	◇ 新たに財務会計システムに追加された予算執行状況資料(節・細節別など)等を活用し各局内における執行管理を徹底				(4月より試行、7月より実施)
		③ 抽出調査の実施	・会計室と行財政局監察室が適切な役割分担に基づき、新たな事務処理に関する定期的な抽出調査を実施し、抽出調査を通じたモニタリングを実施	会計室会計課 行財政局監察室	行財政局法務課	◇ (仮称)経理事務特別検査要領の策定(無作為抽出、無通告、事業者帳簿による調査など) ◇ 上記要領に基づく調査実施 ◇ 事業者の協力義務に関する何らかの対応の仕組みづくり		(検討)	(ルール策定)	(具体化、周知、実施)
④ 会計室と行財政局監察室との連携		・調査結果を反映した事務処理の見直しの実施								
⑤ 事業者の協力義務の明確化		・市が実施する調査に関する事業者の協力を義務づけられるようなルールづくりの検討								
v 組織に係る提案	① 一括調達システムの導入	・インターネットによる一括購買システムの試験的導入 ・日常的に多用される物品等の一括発注システムの導入	行財政局行政経営課	会計室会計課 行財政局経理課	◇ 所属を限定した試験的導入 ◇ システムの導入検討	(準備)	(試行実施)		(本格導入)	
	② 物品等の専決調達も含め契約事務総括部署の設置	・専決調達を含む契約事務の総括部署の設置検討	企画調整局企画課	行財政局庶務課			(検討)	(課題整理)	(方針決定)	
	③ 新たな事務処理についての相談体制の確立	・新たな事務処理を盛り込んだマニュアルの策定、支出命令審査を担当する会計室での審査と指導対応の集約化、会計事務に関するルール改善のフィードバック	会計室会計課	行財政局法務課	◇ 「財務会計事務の手引き」の改定等			(継続的に実施)		
(4) 説明責任に係る提案	再発防止策及び提言内容の進捗状況に関する第三者も関与した進行管理、モニタリング体制の確立	・再発防止策の実施状況等の公表 ・第三者によるモニタリングの実施	行財政局監察室	◇ 第三者も関与したモニタリングの仕組み		(検討)	(立上げ)	(実施)		